

## インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応について

青森銀行は、適格請求書発行事業者（登録番号：T3420001000012）として登録し、2023年10月1日から開始されるインボイス制度に対応いたします。

本制度開始後、お客さまが弊社とのお取引において各種手数料をお支払いいただいた場合、お客さまは各種手数料に含まれる消費税につき、弊社の交付する適格請求書（インボイス）に基づいて、消費税の仕入税額控除を受けることができます。（具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。）なお、弊社におけるインボイス制度への対応は下記のとおりといたします。

インボイス制度は消費税の課税事業者の方を対象としたものであり、一般消費者の方は対象外となります。

### 記

#### 1 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料

お手続き後、適格請求書となる領収書（計算書等、名称が異なるものを含みます。）をお渡しいたします。

#### 2 自動振替等（預金口座からの自動引落し）でお支払いいただく各種手数料

2023年10月以後に提供するサービス分より、自動振替等（預金口座からの自動引落し）によりお支払いいただく以下の手数料は、取扱店毎に各種手数料で集計したインボイスを、月次でお客さまへご郵送させていただきます。

インターネットバンキング関連手数料、口座振替手数料、両替手数料、集配金手数料、夜間金庫手数料、貸金庫手数料、為替手数料、取立手数料、残高証明書発行手数料（継続）など

※でんさいネット関連の手数料については、個別に郵送させていただきます。

#### 3 ATMおよび両替機でお支払いいただく手数料

ATM・両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、インボイスは発行いたしませんのでご了承ください。お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することにより消費税の仕入税額控除を受けることができます。

#### 4 弊社に対するインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降におきまして、弊社がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、弊社が消費税を含む代金（対価）をお支払いする場合、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けているときは、弊社に対してインボイスの提出をお願いいたします。